

# しせつりよう さい ねが 施設利用の際のお願い

しょうがいしゃだんたい しせつりよう  
障害者団体・施設用

## かくしせつ せいげんじこう 1. 各施設の制限事項

よやくかいすう しせつ じぜんよやく さいだいつき にち かい かのう  
(1) 予約回数・・・施設の事前予約は最大月5日(回)まで可能

りようきぼうび ぜんじつ しせつ あ かい こ よやくかのう  
(利用希望日の前日に施設が空いていた場合は5回を超えていても予約可能)

アリーナ・トレーニング室・会議室・和室・アーチェリー場

### りようじかん (1) 利用時間

ごぜん ぶ ごご ぶ やかん ぶ  
午前の部 9:30 ~12:00 午後の部 13:00~16:30 夜間の部 17:30~20:30

じゅんび あとしまつ ふく じかん  
○準備、後始末を含めた時間となります。

げんかんかいじょう ごにゆうかん かくしせつ りようじかん かいしじ かいじょう  
○玄関開錠後入館できますが、各施設は利用時間の開始時に開錠します。

りようにんずう せいげん だんたい ほんだん じょう  
○利用人数に制限はありません。団体の判断とします。(アーチェリー場については  
きょうようりよう にんていど  
共用利用で12人程度)

## プール

よやくかいすう だんたいかしきり さいだいつき かい かのう へいじつ どにちしゆくあわ  
(1) 予約回数・・・団体貸切りは最大月2回まで可能(平日・土日祝併せて)

### よやくかのうじかん (2) 予約可能時間

だんたいかしきり にんいじょう りよう かぎ  
○団体貸切(10人以上の利用に限る)

へいじつ  
【平日】 11:00~12:00 または 13:00~14:00

へいじつ だんたいかしきり よやく りよう さくせい かんけいじょう げつまえ  
※平日の団体貸切り予約は、プール利用カレンダーを作成する関係上2か月前  
の20日まで予約可能とします。(休日の場合はその前日まで)

ど にち しゆく  
【土・日・祝】 9:30~12:00

ど にち しゆく かしきり げっかんについていちょうせい かいぎ よやくかのう  
※土・日・祝の貸切りについては月間日程調整会議でのみ予約可能とします。

やかん へいしよび きょうしつかいさいび のぞ  
(夜間閉所日や教室開催日を除く)

きょうようりよう ど にち しゆく のぞ にんい か りよう かぎ  
○共用利用(土・日・祝を除く)(9人以下での利用に限る)

ごご やかん じかんたい よやくかのう  
※午後・夜間の時間帯のみ予約可能です。

ふか りよう あさ きょうようりよう  
※深いコースの利用は1レーンのみで、浅いコースは共用利用 となります。

だんたい かなら せきにん かんしたいせい  
※団体において必ず責任をもって監視体制をとってください。

## 2. 物品<sup>ぶつびん</sup>について

- (1) 必要<sup>ひつよう</sup>な物品<sup>ぶつびん</sup>については事前<sup>じぜん</sup>に物品貸出表<sup>ぶつびんかだしひょう</sup>の提出<sup>ていしゅつ</sup>をお願いします。<sup>ねが</sup>
- (2) 使用<sup>しよう</sup>する物品<sup>ぶつびん</sup>は指導員<sup>しどういん</sup>の指示<sup>しじ</sup>に従<sup>したが</sup>い丁寧<sup>ていねい</sup>に扱<sup>あつか</sup>ってください。

## 3. 食事<sup>しょくじ</sup>について

- 利用施設<sup>りようしせつ</sup>(プール・トレーニング室<sup>しつ</sup>除<sup>ぞ</sup>く)およびテーブルのある所<sup>ところ</sup>でのご利用<sup>りよう</sup>をお願いします。<sup>ねが</sup>

## 4. その他<sup>た</sup>

- (1) アリーナ・小アリーナ<sup>しょう</sup>の利用<sup>りよう</sup>は、原則<sup>げんそく</sup>として上履<sup>うわば</sup>きを履<sup>は</sup>いてください。
- (2) 団体<sup>だんたい</sup>の健康<sup>けんこう</sup>チェック表<sup>ひょう</sup>はありません。手指消毒<sup>しゅししょうどく</sup>・サーモカメラ<sup>ひ</sup>は引き続き<sup>つづ</sup>設置<sup>せっち</sup>していますのでご利用<sup>りよう</sup>ください。
- (3) 緊急時<sup>きんきゅうじ</sup>は、速<sup>すみ</sup>やかに職員<sup>しょくいん</sup>に連絡<sup>れんらく</sup>してください。なお、緊急車両<sup>きんきゅうしゃりょう</sup>は原則施設<sup>げんそくしせつ</sup>から要請<sup>ようせい</sup>します。団体<sup>だんたい</sup>から直接連絡<sup>ちよくせつれんらく</sup>された場合は必<sup>ば</sup>ず職員<sup>しょくいん</sup>にお伝<sup>つた</sup>えください。
- (4) 駐<sup>ちゅう</sup>車<sup>しゃ</sup>場の門扉<sup>もんび</sup>を通常<sup>つうじょう</sup>営業日<sup>えいぎょうび</sup>は21時<sup>じ</sup>、夜間<sup>やかん</sup>閉所<sup>へいしょ</sup>日は17時<sup>じ</sup>に閉門<sup>へいもん</sup>します。

滋賀県立障害者福祉センター